

■表記の変更 2014 年 08 月 26 日

次の統計品目番号の NACCS 用欄を変更する。《2014 年 9 月 1 日より》

頁	統計品目番号	NACCS 用	
		新	旧
735	7222.11-000	<u>0</u>	<u>†</u>
	7222.20-000	<u>5</u>	<u>†</u>
736	7222.30-000	<u>2</u>	<u>†</u>
742	7304.59-020	<u>4</u>	<u>†</u>
834	8482.10-000	<u>1</u>	<u>†</u>
	8482.20-000	<u>5</u>	<u>†</u>
	8482.40-000	<u>6</u>	<u>†</u>
	8482.50-000	<u>3</u>	<u>†</u>
	8482.80-000	<u>1</u>	<u>†</u>
	8482.91-000	<u>4</u>	<u>†</u>
	8482.99-000	<u>3</u>	<u>†</u>
835	8483.30-010	<u>3</u>	<u>†</u>
	8483.30-090	<u>6</u>	<u>†</u>

脚注から次の記載を削除する。《2014年9月1日より》

頁	脚注（表外注の記載）	
735	新	<u>(削除)</u>
	旧	<u>(注) 7222.11 報復関税（附表参照）</u> <u>7222.20 報復関税（附表参照）</u>  <u>(note) 7222.11 Retaliatory Duty (see the annex)</u> <u>7222.20 Retaliatory Duty (see the annex)</u>
736	新	<u>(削除)</u>
	旧	<u>(注) 7222.30 報復関税（附表参照）</u>  <u>(note) 7222.30 Retaliatory Duty (see the annex)</u>
742	新	<u>(削除)</u>
	旧	<u>(注) 7304.59-2 報復関税（附表参照）</u>  <u>(note) 7304.59-2 Retaliatory Duty (see the annex)</u>
834	新	<u>(削除)</u>
	旧	<u>(注) 8482.10 報復関税（附表参照）</u> <u>8482.20 報復関税（附表参照）</u> <u>8482.40 報復関税（附表参照）</u> <u>8482.50 報復関税（附表参照）</u> <u>8482.80 報復関税（附表参照）</u> <u>8482.91 報復関税（附表参照）</u> <u>8482.99 報復関税（附表参照）</u>  <u>(note) 8482.10 Retaliatory Duty (see the annex)</u> <u>8482.20 Retaliatory Duty (see the annex)</u> <u>8482.40 Retaliatory Duty (see the annex)</u> <u>8482.50 Retaliatory Duty (see the annex)</u> <u>8482.80 Retaliatory Duty (see the annex)</u> <u>8482.91 Retaliatory Duty (see the annex)</u> <u>8482.99 Retaliatory Duty (see the annex)</u>
835	新	<u>(削除)</u>
	旧	<u>(注) 8483.30 報復関税（附表参照）</u>  <u>(note) 8483.30 Retaliatory Duty (see the annex)</u>

附表の「現在発動中の特殊関税」の一部を変更する。

《報復関税に関する記載は 2014 年 9 月 1 日より》

《不当廉売関税に関する記載は 2014 年 3 月 5 日より》

頁																		
附表 7	新	<p><u>(削除)</u></p> <p><u>1. 不当廉売関税 (関税定率法第 8 条)</u>            スペイン、中華人民共和国及び南アフリカ共和国産電解二酸化マンガン</p> <table border="1" data-bbox="392 577 1359 813"> <tr> <td>対象品目</td> <td>(省略)</td> </tr> <tr> <td>税率</td> <td>(省略)</td> </tr> <tr> <td>課税期間</td> <td>平成 20 年 9 月 1 日～<u>平成 31 年 3 月 4 日</u> <u>(削除)</u></td> </tr> <tr> <td>根拠法令</td> <td>電解二酸化マンガンに対して課する不当廉売関税に関する政令 <u>(削除)</u></td> </tr> </table>	対象品目	(省略)	税率	(省略)	課税期間	平成 20 年 9 月 1 日～ <u>平成 31 年 3 月 4 日</u> <u>(削除)</u>	根拠法令	電解二酸化マンガンに対して課する不当廉売関税に関する政令 <u>(削除)</u>								
対象品目	(省略)																	
税率	(省略)																	
課税期間	平成 20 年 9 月 1 日～ <u>平成 31 年 3 月 4 日</u> <u>(削除)</u>																	
根拠法令	電解二酸化マンガンに対して課する不当廉売関税に関する政令 <u>(削除)</u>																	
	旧	<p><u>1. 報復関税 (関税定率法第 6 条)</u>            アメリカ合衆国原産玉軸受等</p> <table border="1" data-bbox="392 909 1359 1144"> <tr> <td>対象品目</td> <td><u>関税率表第 8482.20 号</u></td> </tr> <tr> <td>税率</td> <td><u>・アメリカ合衆国 (プエルトリコを含む。) を原産地とするもの</u> <u>17.4%</u></td> </tr> <tr> <td>課税期間</td> <td><u>平成 17 年 9 月 1 日～平成 26 年 8 月 31 日 (期間内に対象品目及び税率に変更有)</u></td> </tr> <tr> <td>根拠法令</td> <td><u>玉軸受等に対して課する報復関税に関する政令</u></td> </tr> </table> <p><u>2. 不当廉売関税 (関税定率法第 8 条)</u>            スペイン、中華人民共和国及び南アフリカ共和国産電解二酸化マンガン</p> <table border="1" data-bbox="392 1263 1359 1541"> <tr> <td>対象品目</td> <td>(省略)</td> </tr> <tr> <td>税率</td> <td>(省略)</td> </tr> <tr> <td>課税期間</td> <td>平成 20 年 9 月 1 日～<u>平成 25 年 8 月 31 日</u> <u>ただし、課税期間の延長に関する調査が終了する日までの間、引き続き課税されます。</u></td> </tr> <tr> <td>根拠法令</td> <td>電解二酸化マンガンに対して課する不当廉売関税に関する政令 <u>関税定率法第 8 条第 29 項</u></td> </tr> </table>	対象品目	<u>関税率表第 8482.20 号</u>	税率	<u>・アメリカ合衆国 (プエルトリコを含む。) を原産地とするもの</u> <u>17.4%</u>	課税期間	<u>平成 17 年 9 月 1 日～平成 26 年 8 月 31 日 (期間内に対象品目及び税率に変更有)</u>	根拠法令	<u>玉軸受等に対して課する報復関税に関する政令</u>	対象品目	(省略)	税率	(省略)	課税期間	平成 20 年 9 月 1 日～ <u>平成 25 年 8 月 31 日</u> <u>ただし、課税期間の延長に関する調査が終了する日までの間、引き続き課税されます。</u>	根拠法令	電解二酸化マンガンに対して課する不当廉売関税に関する政令 <u>関税定率法第 8 条第 29 項</u>
対象品目	<u>関税率表第 8482.20 号</u>																	
税率	<u>・アメリカ合衆国 (プエルトリコを含む。) を原産地とするもの</u> <u>17.4%</u>																	
課税期間	<u>平成 17 年 9 月 1 日～平成 26 年 8 月 31 日 (期間内に対象品目及び税率に変更有)</u>																	
根拠法令	<u>玉軸受等に対して課する報復関税に関する政令</u>																	
対象品目	(省略)																	
税率	(省略)																	
課税期間	平成 20 年 9 月 1 日～ <u>平成 25 年 8 月 31 日</u> <u>ただし、課税期間の延長に関する調査が終了する日までの間、引き続き課税されます。</u>																	
根拠法令	電解二酸化マンガンに対して課する不当廉売関税に関する政令 <u>関税定率法第 8 条第 29 項</u>																	